

2012.7.5

高圧則改正に対する日本潜水協会からの要望

潜水協会として潜水業務関連についてのみの要望を提示

第 1 回検討会で示された議論ポイントは以下の 4 点（第 1 回検討会「資料 4」）

- ① 現在の減圧表の改正について
- ② 混合ガスの利用について
- ③ 酸素減圧の取扱いについて
- ④ 閉鎖循環呼吸回路方式などの新技術機器について

各議論ポイントに対する要望

① 現在の減圧表の改正について

ア 別表 2（潜水用減圧表）については、水深 40m までの表記とし、世界的に信頼性のあ
る空気潜水減圧表を採用

イ 潜水時の減圧については、空気呼吸のみ、水中酸素呼吸減圧、及び水上酸素呼吸減圧
の 3 つの方法を提示

ウ 減圧速度（浮上速度）は実用的範囲内で毎分 9m 以下

② 混合ガスの利用について

空気以外の混合ガス（Nitrox（窒素酸素混合ガス）、Heliox（ヘリウム酸素混合ガス）、
Trimix（窒素ヘリウム酸素混合ガス）等）を呼吸ガスとして使用する場合は、その使用法
等について所管機関に届けるものとし、減圧法等の運用については事業者の責任において
実施

③ 酸素減圧の取扱いについて

減圧においては、空気呼吸のみの減圧もしくは水中酸素減圧及び水上酸素減圧のいずれ
かを選択可能

④ 閉鎖循環呼吸回路方式などの新技術機器について

閉鎖循環呼吸回路方式呼吸器（リブリーザー）を使用する場合は、その使用法等につい
て所管機関に届けるものとし、減圧法等の運用については事業者の責任において実施

また飽和潜水についても実施する場合は所管機関に届けるものとし、飽和潜水の運用に
ついては事業者の責任において実施